附属機関等の概要

別記様式２

（令和５年４月１日現在）

担当部課名	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	内線	6-510-3602

附属機関等の名称	北海道稚内保健所感染症診査協議会
「附属機関」、「常設の懇談会」の別	附属機関
設置年月日	H11.4.1
設置根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条
設置目的	＜目的＞ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１の１４号）第２４条第６項に基づき、法第２０条第１項の規定による勧告及び同条第４号の規定による入院期間の延長に関する必要な事項を審議させるため、稚内保健所に感染症の診査に関する協議会を設置する。 ＜所掌事項、議題等＞ 都道府県知事の諮問に応じ、一類、二類、三類及び新型インフルエンザ等の感染症患者への就業制限通知、入院勧告及び入院期間の延長、並びに当該入院に係る患者からの申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議する
委員構成	１ 委員(構成員)数　５名　【定 数：　10 名】 （うち女性委員）　２名 （うち公募委員）　０名　【公募枠：　０名】 現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　） ２ 部会等の設置状況

名称	委員数（うち女性委員）
感染症部会	５（２）
結核部会	５（２）

会議の公開状況	公開・一部公開・非公開・未決定の別 非公開 公開できない理由（一部公開・非公開の場合） （診査対象者の個人情報保護のため）